

令和2年4月17日

保護者の皆様へ

射水市教育委員会

### 小中学校の臨時休業の延長について

日頃から、本市教育行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。昨日、緊急事態宣言が全都道府県に拡大されました。富山県内では新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告され、昨日までに68名に達するなど感染者が急増しています。また、今後も県内における感染拡大が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、児童生徒の健康、安全、安心を最優先し、感染拡大を防ぐため、令和2年4月24日（金）までとしていました臨時休業を、5月6日（水）まで延長することとします。

保護者の皆様におかれましては、こうした緊急の事情をご理解いただき、今回の措置に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### <延長後の臨時休業期間>

令和2年4月13日（月）～5月6日（水）まで

#### ○ ご留意いただきたい事柄

##### (1) 児童生徒の感染防止と健康維持について

- ・不要不急の外出を控え、「十分な睡眠」「バランスのよい食事」など規則正しい生活に心がけてください。
- ・児童生徒及び家族について感染者または濃厚接触者と特定された場合は速やかに学校へご連絡ください。

##### (2) 臨時休業期間中の下学年児童の家庭での対応が困難な場合について

- ・小学1年生～3年生の児童で、家庭で日中の対応がどうしても困難な場合は、保護者の申し出により、学校での自習体制（自主学習教室）を継続して整えます。現在の状況を鑑み、可能な限りの自粛にご協力願います。
- ・4月27日（月）以降の受け入れ時間は8時30分～15時までの間で希望する時間とします。

##### (3) 登校日について

- ・登校日については、当分の間行わないものとします。

#### ○ その他

- ・臨時休業中は、学校ホームページや緊急メール等で学校の再開や家庭学習等について連絡を行いますので、必ずご確認くださいませようよろしくお願いします。
- ・臨時休業中は中学校の部活動は中止します。
- ・5月6日（水）以降の対応については、別途連絡いたします。